

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市都市公園条例の一部を改正する条例

四日市市都市公園条例（昭和38年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第2（第11条関係）			
種別		単位	使用料
(略)			
法第7条第1項第6号に掲げる工作物	(略)		
法第7条第2項に掲げる施設	保育所その他の社会福祉施設で都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第12条第3項各号で定めるもの(第6号を除く。)	年額 1平方メートル	1,000円
令第12条第2項第5号に掲げる施設	(略)		
(略)			
備考 (略)			

改正前

別表第 2 (第 1 1 条関係)

種別	単位	使用料
(略)		
法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる工作物	(略)	
都市公園法施行令(昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。)第 1 2 条第 2 項第 5 号に掲げる施設	(略)	
(略)		
備考 (略)		

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部公園緑政課)